

別府港北浜ヨットハーバーの供用開始について



別府港北浜ヨットハーバーを、平成22年7月1日（陸上保管は平成22年8月1日）より供用開始します。

専用使用（月極）の浮棧橋は、供用開始時には空きスペースがありません。供用開始後は一般使用（ビジター用浮棧橋5隻）及びボートヤード（陸上保管25隻）の利用の申し込みができます。

利用時間 午前9時から午後5時まで

- (1) 原則として上記時間以外は、入出港及びサービス施設の使用はできません。
- (2) サービス施設
有料・・・給水・給電施設、上架施設、
駐車場（浮き棧橋、ボートヤードの使用許可を受けた方は無料です。）
- (3) 時間外に入出港するときは、あらかじめ管理者に届け出てください。
- (4) 管理人は、午前9時から午後5時まで管理棟に常駐します。
- (5) 午後5時から翌日午前9時までは、ヨットハーバーの出入口を施錠します。

休業日 年末年始（12月29日から1月3日）

予約受付 平成22年6月28日（月） 午前9時より
ビジター用浮棧橋については3ヶ月先まで予約できます。

予約方法 下記予約先に、事前に電話で予約してください

予 約 先 平成22年6月28日(月)から平成22年6月30日(水)までは
大分県別府土木事務所 管理課
TEL 0977-67-0212
FAX 0977-67-6480

平成22年7月1日からは
北浜ヨットハーバー管理事務所
TEL 0977-26-3701
FAX 0977-26-3701

ビジター用

浮 棧 橋 船長 11mまで 2基 (A-17・F-11)
8mまで 3基 (E-8・E-9・E-10)

※ 係留場所は別紙の図面を参照してください

※ 別紙の別府港北浜ヨットハーバー管理規定(ビジター用)をお読みください。

ボートヤード 25隻(陸上保管)

※ 別紙の使用料単価表のボートヤードの欄をお読みください。